

川監委収第 233 号
平成 24 年 2 月 16 日

請 求 人 様

川越市監査委員	江 田 俊 雄
同	川 村 光 房
同	新 井 喜 一
同	加 藤 昇

川越市職員措置請求書の監査結果について(通知)

平成 23 年 12 月 26 日付けで提出された要綱による経営戦略会議設置に関する川越市職員措置請求書について、監査した結果を地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、次のとおり通知する。

第 1 請求の受理

本請求は、所定の法定要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第 2 監査の実施

川越市職員措置請求書、事実を証する書面及び請求人の陳述に基づき、請求の要旨を次のように解し監査を実施した。

1 請求の要旨

平成 18 年 3 月 7 日に市長決裁された「川越市経営戦略会議要綱」に基づき「川越市経営戦略会議」が設置された。設置された「川越市経営戦略会議」は、地方自治法第 202 条の 3 に規定する附属機関であり、第 138 条の 4 第 3 項の定めるところによる、条例により設置しなければならなかったにもかかわらず、要綱に基づいて設置したことは不当であり、「川越市経営戦略会議要綱」に基づき、外部有識者 8 名に対して支払った平成 23 年度第 1 回外部有識者懇話会に係る報償費 55,200 円は、不当な公金の支出である。したがって、外部有識者に支払った 55,200 円の損害がある。その損害を補填するため、市長に対し支出済みの報償金 55,200 円について必要な措置を講ずるよう勧告することを求めるとするものである。

2 違法又は不当とする主な理由

(1) 平成 18 年 3 月 7 日に市長決裁された「川越市経営戦略会議要綱」に基づ

き「川越市経営戦略会議」が設置された。設置された「川越市経営戦略会議」は、地方自治法第202条の3に規定する附属機関であり、第138条の4第3項の定めるところによる、条例により設置しなければならなかったにもかかわらず、要綱に基づいて設置したことは不当である。

- (2) 「川越市経営戦略会議」の中に、わざわざ別に、「外部有識者懇話会」を設置したのも不当である。
- (3) 地方自治法第203条の2第4項の規定による、費用弁償の額並びにその支給方法も、条例で定めていなかったことも不当である。
- (4) 「川越市経営戦略会議」の中に設けた「外部有識者懇話会」に、担任部長決裁により「外部有識者」に対して、報償費を支払ったことも担任義務行為に反する違法な公金の支出である。
- (5) 「川越市経営戦略会議要綱」の条項には、「外部有識者懇話会」の定めがない上に、懇話会に出席する外部有識者への報償費に関する定めもない。さらに副市長の担任意務に含まれる訓令にも反し、担任部長決裁により「外部有識者」に対して、報償費を支払ったことは違法な公金の支出となる。行政法規に基づかないで設置された懇話会に出席した外部有識者への報償費支出は違法である。
- (6) 副市長の担任意務、部長の担任意務第6条の政策財政部に属する行政改革推進課に「川越市経営戦略会議」の分掌事務が与えられていない。「戦略会議」の設置要綱が市長の決裁だからといって、分掌事務がない行政改革推進課に庶務の処理を定め、「外部有識者懇話会」の構成員に報償費を支払ったことは、違法である。

3 監査対象部局等

- (1) 対象部局等
政策財政部政策企画課、同行政改革推進課、総務部総務課
- (2) 事情を聴取した職員
政策財政部政策企画課長、同政策企画課副課長、同政策企画課主査
政策財政部行政改革推進課長、同行政改革推進課副課長、
総務部総務課長、同総務課副課長

4 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法第242条第6項の規定により、平成24年1月19日、請求人に対し陳述の機会を与えた。その際、新たな証拠は提出されなかった。

第3 事実確認

本請求について、監査対象部局の職員等から請求に関する資料の提出及び説明を求め、調査を行った結果は以下のとおりである。

1 川越市経営戦略会議について

(1) 設置の目的について

川越市経営戦略会議要綱（以下、「要綱」という。）は平成18年3月7日に市長決裁され、川越市経営戦略会議（以下、「経営戦略会議」という。）の設置目的を「自治体経営の観点から、行政運営の一層の効率化と財政の健全化を戦略的かつ迅速に推進するため」としている。

なお、要綱は以下のとおりである。

川越市経営戦略会議要綱

（平成18年3月7日市長決裁）

（設置）

第1条 自治体経営の観点から、行政運営の一層の効率化と財政の健全化を戦略的かつ迅速に推進するため、川越市経営戦略会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行財政運営に係る市長の特命事項について審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

（組織）

第3条 会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、市長がその任に当たる。
- 3 副議長は、会議の庶務を所管する部署を担当する副市長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 副市長（前項に規定する者を除く。）
 - (2) 上下水道事業管理者
 - (3) 教育長
 - (4) 市長秘書
 - (5) 政策財政部長
 - (6) 総務部長
 - (7) 企画監
 - (8) 前各号に定めるもののほか、市長が指名する者

（議長及び副議長）

第4条 議長は、会務を総理する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 市長が必要であると認めるときは、会議に、プロジェクトチームを設けることができる。

- 2 プロジェクトチームの構成員は、市長が指名する。
- 3 プロジェクトチームの設置及び運営に関する事項は、別に定める。
- 4 プロジェクトチームは、プロジェクトチームにおいて調査検討した結果を会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、政策財政部政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(2) 組織の構成、任期について

要綱第3条第1項により経営戦略会議は、議長（市長）、副議長（会議の庶務を所管する部署を担当する副市長）及び委員により構成され、委員については、副市長（前記の者を除く）、上下水道事業管理者、教育長、市長秘書、政策財政部長、総務部長、企画監、そのほか市長が指名する者（職員）をもって充てられる。

経営戦略会議は庁内検討組織であり、構成員の任期についての具体的終期は定められていない。

(3) 外部有識者の出席について

要綱第5条第2項「必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明を受け、又は意見を聴くことができる。」との規定に基づき、外部有識者に出席を求めている。

(4) 開催状況について

本年度の経営戦略会議は、平成23年8月17日に「川越市の農業施策について」及び「識者から意見を伺う仕組みについて」を議題として開催された。

(5) 庶務について

要綱第7条に「会議の庶務は、政策財政部政策企画課において処理する。」とあるが、平成21年4月15日付けの市長決裁で「経営戦略会議の庶務につ

いては、当分の間、行政改革推進課が担当」とされた。

(6) 答申等について

執行機関から経営戦略会議に対して諮問等の職務は要請されておらず、経営戦略会議からも執行機関に対し答申や報告書等に値する成果物は提出されていない。

2 外部有識者懇話会について

- (1) 外部有識者については、要綱第5条第2項を根拠規定とし、必要に応じ、経営戦略会議で検討した各課題に対する具体的な対策や今後の行財政運営の考え方について、企業経営や行政に見識のある有識者から意見を聴くため、関係者として出席を求めている。
- (2) 外部有識者懇話会（以下、「懇話会」という。）は、組織としての形態を有しておらず、実際の会議では、必要に応じ、関係者として出席した外部有識者がそれぞれの意見を述べる形態をとっており、いわばこうした会議の場を指して懇話会と称している。
- (3) 執行機関から懇話会に対して諮問等の職務は要請されていない。
また、外部有識者が合議により意見を集約するような行為もなく、懇話会から執行機関に対し答申や報告書に値するような成果物は提出されていない。
- (4) 平成21年度以降開催されている懇話会については、経営戦略会議そのものに関係者として外部有識者の出席を求めている。
- (5) 要綱第5条第2項については、当該規定を根拠として懇話会という新たな組織を設置することは難しく、当該規定は外部有識者の出席を求め、意見を聴くことを予定しているものである。

3 報償費の支出について

- (1) 外部有識者への報償費の支給額については、平成21年4月24日の部長決裁により、懇話会1回の出席につき6,900円とされた。
- (2) 同決裁文書にある、『支出予定額「川越市附属機関の委員の報酬に関する規則」に準拠し、各委員の1回の金額は6,900円とします。』部分の「準拠」という記述について調査した結果、報償費の額は、そもそも本市の条例等に規定がなく、同規則に規定のある報酬額を当該報償額としたもので、懇話会を附属機関と見做したものではない。
- (3) 本年度に支出された報償費については、平成23年8月4日に行政改革推進課より支出命令書が起票され、後に外部有識者のうち1名が欠席したことから、平成23年8月18日に6,900円が戻入され、精算手続きがとられていた。

以上のことから、住民監査請求の対象となった報償費については、支出件数1件、金額48,300円である。

第4 監査の結果

請求の内容について確認した事実に基づき、慎重な監査を行った結果は、以下のとおりである。

まず、請求人は、「平成18年3月7日に市長決裁された要綱に基づき経営戦略会議が設置された。設置された経営戦略会議は、地方自治法（以下、「法」という。）第202条の3に規定する附属機関であり、第138条の4第3項の定めるところによる、条例により設置しなければならなかったにもかかわらず、要綱に基づいて設置したことは不当である。」と主張している。

附属機関については、法第138条の4第3項において、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」と規定している。

附属機関について、判例（さいたま地方裁判所 平成14年1月30日判決）によれば、執行機関の要請により、行政執行のために必要な資料の提供等行政執行の前提として必要な審査、諮問、調査等を行うことを職務とする機関を総称するものであって、その名称は問わないものであり、そこにいう「審査」とは、特定の事項について判定ないし結論を導き出すために内容を調べること、「諮問」とは、特定の事項について意見を求めることを指す比較的広い外延を有する概念であるとされ、また、行政組織の一環をなす附属機関の設置は、すべて条例に定めなければならないと解するのが相当とされている。

これらのことを踏まえ経営戦略会議及び懇話会について検証すると、経営戦略会議は、「自治体経営の観点から、行政運営の一層の効率化と財政の健全化を戦略的かつ迅速に推進するため」に設置された庁内検討組織であり、判例にある行政執行の前提として必要な諮問等の職務を執行機関から要請されているものではない。また、経営戦略会議からも執行機関に対し答申や報告書等に値する成果物も提出されていない実態から判断すると、経営戦略会議は調停、審査、諮問又は調査のための組織と認めることはできず、法第138条の4第3項に規定する附属機関には該当しない。

同様に、懇話会についても行政執行の前提として必要な諮問等の職務を執行機関から要請されているものではなく、懇話会からも答申や報告書等に値する成果物は提出されていないことから、法第138条の4第3項に規定する附属機関には該当しない。

したがって、要綱に基づいて経営戦略会議を設置したことに違法性は認められ

ない。

このことから、請求人の「条例により設置しなければならなかったにもかかわらず、要綱に基づいて設置したことは不当である。」との主張については、認めることができない。

次に、請求人は懇話会について、「経営戦略会議の中に、わざわざ別に懇話会を設置したのも不当である。」また、「要綱の条項には懇話会の定めがない。」さらに、「行政法規に基づかないで設置された」と主張している。

懇話会は、要綱第5条第2項に基づいて、課題に対する具体的な対策や今後の行財政運営の考え方について外部有識者から意見を聴くため、必要に応じ、外部有識者に対し関係者として出席を求めているものであって、経営戦略会議と別に懇話会という新たな組織を設置したものではない。

このことから、請求人の主張については認められない。

次に、請求人は、「法第203条の2第4項の規定による、費用弁償の額並びにその支給方法も、条例で定めていないことも不当である。」と主張している。

法第203条の2第1項において「普通地方公共団体は、(中略)審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、(中略)に対し、報酬を支給しなければならない。」と規定している。

新版逐条地方自治法第5次改訂版によれば、「審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員」については、執行機関の附属機関として設けられる審査会等の構成員をいうとされている。

したがって、本件について、法第203条の2第4項の規定は適用されないものである。

次に、請求人は、「報償費について、副市長の担当事務に含まれる訓令にも反し、担任部長決裁により外部有識者に対して、報償費を支払ったことは違法な公金の支出となる。」と主張している。

調査の結果、決裁文書により外部有識者に係る報償費の額が決定された点を確認したが、そのことをもって副市長の担当事務に反するとは言えない。ましてや、報償費とは、一般的に役務の提供(例えば、講演会、研修会、研究会等の講師としての出席)などによって受けた利益に対する対価として支出されるものとされ、実際に、外部有識者から役務の提供があったことは会議録等より認められることから、当該報償費の支払いを違法な公金の支出とする主張には根拠が認められない。

最後に、「副市長の担当事務、部長の担当事務第6条の政策財政部に属する行

政改革推進課に川越市経営戦略会議の分掌事務が与えられていない。戦略会議の設置要綱が市長の決裁だからといって、分掌事務がない行政改革推進課に庶務の処理を定め、外部有識者懇話会の構成員に報償費を支払ったことは違法である。」との主張について、調査の結果、川越市行政組織規則に規定する分掌事務については、各課の事務がどのようなものであるかが分かるために規定しており、すべての事務を網羅しているものではなく、主な各課の所掌事務を記載していること、また、行政改革推進課において、庶務については、当分の間、行政改革推進課が担当する旨の決裁が平成21年4月15日付けで取られていたことを確認した。

これらのことから、分掌事務がない行政改革推進課に庶務の処理を定め、外部有識者懇話会の構成員に報償費を支払ったことは違法であるとの主張については、認められない。

以上のことから、本請求には理由がなく、措置する必要がないと判断する。

第5 付言

本件住民監査請求の対象となった経営戦略会議（懇話会）においては、関係者として出席した外部有識者がそれぞれの意見を述べる形をとっており、こうした形態での会議の場を外部有識者懇話会と称していることは理解したものである。

しかしながら、懇話会が経営戦略会議とは別に存在するような印象を与えかねない一面も見受けられた。

また、要綱の規定を改正せず、別途、決裁で庶務の担当課を定めていたことについては、妥当性を欠いた事務処理であったと考える。

以上のことから、今後、要綱により設置される会議であっても事務の執行にあたっては、誤解を生じることのないよう要望する。